

# 規制の事後評価書

法令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号タ（現行ク）  
規制の名称：取引時確認が必要となる仮想通貨（暗号資産）交換業者の取引の敷居値の引下げ  
規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止  
担当部署：企画市場局総務課調査室  
評価実施時期：令和8年3月31日

## 1 事後評価結果の概要

### <規制の内容>

本改正前、暗号資産（令和2年5月に施行された改正資金決済法により法令上の呼称が「仮想通貨」から「暗号資産」に変更された）交換業者については、以下の取引を顧客と行う際に、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を行うことが義務付けられていた。

- i) 暗号資産の交換等を反復継続して行うこと又は暗号資産の管理を行うことを内容とする契約の締結（犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号ヨ（現行オ）。以下「iの取引」という。）
- ii) 価額が200万円を超える暗号資産の交換等（同号タ（現行ク）。以下「iiの取引」という。）
- iii) 価額が10万円を超える暗号資産の移転（同号レ（現行ヤ））

他方、暗号資産については、容易に越境移転可能な性質から、マネー・ローンダリングに悪用されるリスクが危惧されており、令和元年6月に改訂されたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）勧告の解釈ノートにおいても、顧客管理が求められる暗号資産の一見取引について、その敷居値を1,000ドルとすることが求められていた。

本規制は、上記を踏まえ、犯罪収益移転防止法施行令を改正し、暗号資産交換業者が顧客との間でiiの取引を行う際の敷居値を10万円に引き下げたものである。敷居値の引下げを行わなければ、暗号資産交換業者が一見の顧客との間で200万円までの暗号資産の交換等を、取引時確認することなしに行うことが許容され続ける状態となるため、不正な目的で暗号資産を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や、取引の事後トレースが困難になる可能性が懸念されていた。

なお、暗号資産交換業者が顧客との間で既にiの取引の際に取引時確認（確認記録を作成・保存している場合に限る。）を行っている場合であって、その後、敷居値を超える暗号資産の交換等を行う場合には、既に取引時確認済であることを確認すれば、改めて取引時確認を行う必要はない。

### <今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

### <課題の解消・予防の概況>

- ☐おおむね想定どおり
- ☐想定を下回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を下回り、対応の変更が必要
- ☒想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### ＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

#### ■おおむね想定どおり

- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### ＜行政費用の概況＞

- ☐ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### ＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞（「拡充」のため未回答。）

- ☐ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

|                      |       | 算出方法と数値                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①不正取引やマネー・ローンダリングの防止 | 事前評価時 | i の取引を行うことなく ii の取引を顧客と行う暗号資産交換業者は、価額が 10 万円を超える暗号資産の交換等を行う場合に顧客の取引時確認を行わなければならないことから、不正な目的で暗号資産を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や、取引について事後的に事業者や当局のトレース等がより容易となり、マネー・ローンダリングの防止に資することが期待された。                                                                                                                                                       |
|                      | 事後評価時 | <p>本件規制の拡充（i の取引を行うことなく ii の取引を顧客と行う際に取引時確認を行わなければならない閾値を 10 万円に引き下げたこと）により、FATF 勧告で求められる国際標準に沿う形で、マネー・ローンダリングの防止に資する取引時確認が実現した。</p> <p>なお、マネー・ローンダリングに悪用された主な取引件数のうち暗号資産が悪用された件数の割合は、令和 2 年対比では、例年、低くなっている（注）。</p> <p>（注）令和 2 年の割合は約 7 %。令和 3 年以降の割合はそれぞれ、約 2 %（令和 3 年）、約 3 %（令和 4 年）、約 4 %（令和 5 年・6 年）。（参考：「犯罪収益移転危険度調査書」国家公安委員会）</p> |

### <負担>

#### ■遵守費用（新設・拡充のみ）

|                 |       | 算出方法と数値                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①追加的なシステム費用・人件費 | 事前評価時 | <p>犯罪収益移転防止法上、i の取引の際に取引時確認（確認記録を作成・保存している場合に限る。）を行った顧客との間で、その後、ii の取引を行う場合には、既に取引時確認済であることを確認すれば、改めて取引時確認を行う必要がないことから、ii の取引の敷居値を 200 万円から引き下げたとしても、既に存在する暗号資産交換業者にシステム改修等の新たな負担は生じないものと想定されていた。</p> <p>他方、i の取引を行うことなく ii の取引を顧客と行う暗号資産交換業者が現れた場合、当該事業者は、10 万円を超える暗号資産の交換等を行う場合に顧客の取引時確認を行わなければならないため、取引時確認や記録保存に係るシステム費用・人件費が発生すると見込まれていた。</p> |
|                 | 事後評価時 | <p>現在登録されている暗号資産交換業者は 28 社（令和 7 年 11 月末時点）であるが、i の取引を行うことなく ii の取引を顧客と行っている暗号資産交換業者は確認されていない。したがって、本件の規制拡充に伴う追加的なシステム費用・人件費は発生していないものと考えられる。</p>                                                                                                                                                                                                  |

#### ■行政費用

|          |       | 算出方法と数値                         |
|----------|-------|---------------------------------|
| ①検査・監督費用 | 事前評価時 | 国において、暗号資産交換業者の、改正後の規制の遵守状況に係る検 |

|  |       |                                                                                      |
|--|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  |       | 査・監督費用が発生することが見込まれていた。                                                               |
|  | 事後評価時 | 登録事業者に対しては、暗号資産交換業者向けの総合的な監督指針等に基づき、適正にモニタリングが行われているところ、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していない。 |

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）（「拡充」のため未回答）

|   |       |         |
|---|-------|---------|
|   |       | 算出方法と数値 |
| ① | 事前評価時 |         |
|   | 事後評価時 |         |

■その他の負担

—

3 考察

- ・ 規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ、不正目的による暗号資産取引の未然防止や取引の事後的なトレース等をより容易にする効果は発現していると考えられる。引き続き、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響などを注視しつつ、今後も必要に応じて見直しを検討していく。